

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

監査委員公告

○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1
------------------------------	---

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

令和6年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和7年2月20日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年3月31日

兵庫県監査委員

吉 岡 たけし
花 岡 正 浩
小 畑 由起夫
岸 本 かずなお

令和6年3月29日付け包括外部監査報告に係る措置

令和5年度包括外部監査テーマ：県民利便施設の管理運営について

指摘事項及び意見に対する措置状況

区分	措置済	対応中	未着手	不措置	合計
総合意見	18	0	0	0	18
指摘事項	34	0	0	0	34
意見	42	0	0	2	44

1. 全般的事項

(1) 直営施設の整備運営事業のアウトソーシングについて

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【総合意見1】美術館・博物館の整備運営事業のアウトソーシングについて 美術館・博物館は維持管理業務の外部委託等により運営の効率化に取り組まれている。施設の性質から民間の管理が難しい分野もあるが、兵庫県の厳しい財政事情のもとで、一層の効率的運営を行い、かつ、施設のクオリティを維持できる方策の検討を組織形態の変更（たとえば指定管理者制度の採用や地方独立行政法人化など）まで踏み込んで検討されることが望まれる。（対象施設：歴史博物館、兵庫陶芸美術館、考古博物館、県立美術館、人と自然の博物館）	措置済	令和7年度に県立美術館に係るあり方検討委員会を設置し、地方独立行政法人化した先進事例の導入効果の検証や、本県での導入が可能か等も含めて、組織や運営のあり方について検討を行う。その結果も踏まえながら、県立美術館だけでなく美術館・博物館全体のあり方を検討する。
【総合意見1-1】人と自然の博物館及び考古博物館（本館）について 大学の研究所・県の行政機関等は博物館機能と分離し、総合意見1のアウトソーシングを検討していただきたい。	措置済	令和7年度に設置する県立美術館に係るあり方検討委員会において、組織形態のあり方等について検討を行い、その結果も踏まえながら美術館・博物館全体のあり方を検討することとしている。大学の研究所・県の行政機関等と博物館機能の分離については、組織および博物館のあり方に関わる大きな変更であるため、当該検討の中で慎重に議論する。
【総合意見1-2】考古博物館 加西分館（古代鏡展示館）について 考古博物館 加西分館の整備運営事業もアウトソーシングできればより効果的な運営が可能となるかもしれない。しかし現地往査の結果、加西分館は体験学習を行っている本館とは異なり、地元の小中学校の利用もない展示のための施設であること、また主な展示物は日本の研究者が3、4人しかいない「隋唐鏡」であることなど、考古博物館本館（播磨町）とは博物館の運営及び展示内容が全く異なる研究者向けの展示施設である。またこの展示内容が影響していると思われるが、配置場所はフラワーセンター内の一画であるにもかかわらず同センター来場者を継続して呼び込めていない。加西分館の有料観覧者割合の現状は同センター入園者の3%程度であり、それに関わる維持費（一般財源投入額の令和5年度予算は77百万円）を考慮すれ	措置済	来館者増を図るため、ホームページの内容充実やInstagramの開設等による魅力発信に加え、令和7年度には県内5か所にて巡回展示を実施するなど、集客促進に取り組む。 引き続き、委託料や人員配置を見直すなど維持運営費の節減にも努めながら、集客策の効果も踏まえて検討していく。

ば、県有財産（受贈品）である貴重な古代鏡の存在を広く県民に周知いただくために加西市に展示施設を構える方法から脱却し、加西分館は収納に特化することにより維持費を節減し、展示は県内博物館で巡回展示を行う、あるいはホームページの内容をより充実させるなどの他の展示策を検討していただきたい。		
【総合意見1－3】計画修繕を検討している施設について 兵庫陶芸美術館、県立美術館、考古博物館は、令和6年度以降に計画修繕を検討されている（ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン、令和5年3月改訂）。指定管理者と計画設計の支援を同時にプロポーザルで選定するとコスト削減と利用しやすい施設への改修が実現できるのではないか。	措置済	施設の計画修繕や老朽化対策は、「ひょうご庁舎・公的施設管理プラン」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りながら県全体で計画的に取り組んでいるところではあるが、今後、直営施設から指定管理者制度に移行することとなった際は、計画修繕の時期も勘案しつつ、選定方法や実施内容等を検討していく。
【総合意見2】コウノトリの郷公園について 直営施設である「コウノトリの郷公園」は、コウノトリの野生復帰のため設置された施設であり、研究および普及啓発を行っている。また、同敷地に豊岡市がコウノトリ文化会館を運営し、野生復帰等の歴史を展示・解説しており県と基礎自治体の連携（公公連携）が確認でき、サービス向上と効率性を主に追及するものとしての指定管理者制度に移行する必要性は乏しい。 ただ、より自律的な経営を推進するのであれば、当該施設を地方独立行政法人化することで、兵庫県立大学との連携、あるいは一体化により今以上に活性化する可能性を秘めている施設であることに留意されたい。	措置済	令和7年度に設置する県立美術館に係るあり方検討委員会において、地方独立行政法人化した先進事例の導入効果の検証や、本県での導入が可能か等も含めて検討を行い、その結果も踏まえながら美術館・博物館全体のあり方を検討することとしている。コウノトリの郷公園についても同様に検討を進める。
【総合意見3】広域防災センターについて 監査対象の直営施設で危機管理部所管の当該施設の令和4年8月に開設された研修宿泊施設については、三木総合防災公園の指定管理者の2期目（1期目は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間）に指定管理者の業務範囲に含めることを積極的に検討されたい。	措置済	三木総合防災公園の所管部局とも協議の上、2期目（令和11年4月～）の指定管理者の選定時には研修宿泊施設を指定管理者の業務範囲に含める方向で検討する。
（2）非公募指定管理者制度を採用している施設の整備運営について		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【総合意見4】フラワーセンターについて 加西市のフラワーセンターは、公募を行うにも施設の老朽化に対応してからとなろう。大規模修繕後の公募の際にはナショナルコレクションとして貴重な植物（ストレプトカーパス属、ウツボカズラ属など）を守り、後世に残していく方策を同時に考える必要があることに留意されたい。	措置済	次期指定管理者の選定（指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日）時に公募を行った。 募集要項に極力既存の職員を継続雇用するよう記載したほか、引き続き技術継承に努めて、貴重な植物の適正管理ができるよう指定管理者に求めている。

【総合意見5】丹波の森公園について 丹波の森公園は大規模改修工事が終了しており、直ちに公募による指定管理者の選定を開始されたい。	措置済	実施事業内容等の調整を進め、早期の公募を実施する。
【総合意見6】明石公園について 明石公園については新たなパークマネジメントの導入が可能な限り早期かつ確実に実施されることが望まれる。	措置済	新たなパークマネジメントの早期導入については、今後管理運営協議会及びみんなのみらいミーティングにて議論を進めるため、「県立都市公園のあり方検討会 明石公園部会」において合意形成ルールを作成した。

(3) 県民への説明責任の強化

① 公的施設等運営評価調書について

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【総合意見7】公的施設等運営評価方法について 公的施設等運営評価施設評価について、非公募指定管理者運営の施設については「指定管理者による自己評価」と「担当部局」、直営運営による施設については「担当部局」のみで、外部の視点が導入されていない。定期的な外部評価を公的施設等運営評価にも導入することを検討されたい。	措置済	各施設において、定期的な外部評価の導入に努めることとし、公的施設等運営評価調書に記載欄を追加した。
【総合意見8】公的施設等運営評価時期について 令和5年10月27日現在、兵庫県のホームページに開示されていた公的施設等運営評価の最新版は令和3年度版であった。令和4年度版もタイムリーに県民に公表されたい。	措置済	令和4年度版については、既に公表済みである。 また、令和5年度版以降については、県民へのタイムリーな公表のため、7月中旬にホームページに公開する。
【総合意見9】記載誤りについて ホームページで公表されている令和3年度の公的施設等運営評価調書について確認したところ、主な施設の利用状況や運営評価指標に誤った数値が記載されているケースや施設内容や類似施設の状況に関する記載が実際の状況と一致していないケースがあった。 公的施設等運営評価調書を公表する際には誤った情報が公表されることがないように、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図る必要がある。	措置済	誤った情報が公表されることのないように、公的施設等運営評価調書へ注記を付するとともに、所管課確認用のチェックリストを作成し、活用を促すことにより、管理体制の実効性の強化を図った。
【総合意見10】効率的な運営に関する指標の考え方について 公的施設等運営評価調書の記載要領では、効率的な運営に関する指標の例示として、費用の発生額（例 光熱水費等）ではなく、費用の削減額（例 光熱水費の削減等）を示している。これは、指標に対する達成度について、各年度の指標値÷目標値で自動計算されるため、費用の発生額を目標値とした場合は、目標値より	措置済	公的施設等運営評価調書について、目標値に対する達成度の自動計算をとりやめ、達成、未達成をリストボックスから選択するように改めるとともに、記載要領にもその旨を明記した。

費用が増加した場合に達成度が100%を上回ることになり、適切な評価ができないからであると推察される。 しかし、今回監査対象とした全ての施設において、効率的な運営に関する指標として、費用の発生額等の目標値より費用が増加した場合に達成度が100%上回る指標を用いていた。当該要因としては、一義的には、各施設における記載要領の読み込み不足及び達成度に対する確認不足・理解不足等に起因するものといえる。ただ、監査対象全ての施設が誤っていたことを考慮すると、記載要領の周知・徹底も不十分であったといえる。 各施設においては、公的施設等運営評価調書について前例踏襲で形式的に数値を更新するのではなく、記載要領の趣旨を汲み、各項目が意味するところを十分に理解したうえで、評価指標として適切な指標を定め、評価を行う必要がある。また、記載要領についても各施設が理解しやすいように作成し、その趣旨について周知・徹底を図る必要がある。それでもなお各施設で誤りが発生する場合には、自動計算の計算式を変更する等、各項目の記載内容の見直しを検討する必要がある。		
【総合意見 11】利用状況における地元利用率の記載について 主な施設の利用状況を記載する場合、地域経営の視点から内訳項目として地元利用率を記載する必要がある。監査対象とした各施設における地元の解釈としては、施設の設置市、設置市を含めた地域、県と様々であった。また、地元の利用者を把握することが困難として記載していない施設もあった。各施設によって地元の捉え方は異なるといえるが、記載要領にて地元利用率に関して何ら示されていなかったため、記載要領等で地元の捉え方についてもある程度示すことにより、各施設における解釈の統一を図る必要がある。	措置済	各施設によって対象とする地域が異なることが考えられるため、地元の定義について公的施設等運営評価調書の記載要領に追記するとともに、調書様式に対象地域を記載するように記載欄を追加した。
【総合意見 12】運営評価指標における目標値について 平成30年度の包括外部監査において、運営評価指標及び目標値について下記意見が示されている。 多くの施設においては新行革プランの比較対象年度である平成19年度の運営評価指標及び目標値を継続して平成29年度においても使用されている。当時と外部環境が変化している中では、既に著しく陳腐化しているものも多く、適時に適切な運営評価指標及び目標値に見直しを行う必要がある。 上記意見にもかかわらず、現時点においても平成19年度の運営評価指標における目標値を継続して使用している施設があった。目標値については、周辺環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。	措置済	各施設において、周辺環境の変化等に合わせ、適切に目標の見直しを行うこととし、公的施設等運営評価調書の記載要領にその旨を追記した。

②業務マニュアル・手順書等の作成について

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【総合意見 13】業務マニュアル・手順書等の作成について 各施設において、引継が適切に行われるように、基幹業務について業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。	措置済	各施設において業務マニュアルや手順書に基づいた適切な引継ぎがなされるよう、施設所管課から働きかけを行った。

③自動販売機の設置における申請書類の統一について

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【総合意見 14】自動販売機の設置における申請書類の統一について 自動販売機を設置する場合の申請書類について利便施設ごとに異ならないように統一した運用を図ることが望まれる。	措置済	自動販売機は、対象物件が利便施設（利用者の便宜を図り、利用促進するための施設）に該当するか否かで申請様式および使用料の区分が異なる。利便施設利用許可申請書については、各施設の管理規則に定めており適切に運用している。

④過年度包括外部監査の結果への対応について

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【総合意見 15】過年度包括外部監査の結果への対応について 過年度の包括外部監査の結果について、担当者が交代した場合でも適切に引き継がれるようにするとともに、各施設に共通する課題についてより一層の水平展開を進める必要がある。	措置済	包括外部監査での指摘・意見とそれらへの対応については、その内容について施設内での引継ぎを適切に行うとともに、共通する課題については所管課が関連施設への周知を行った。

2. 各論

(1) 兵庫県立但馬やまびこの郷

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【指摘事項 1】現金出納簿の作成について 保護者等から現金を受領してから預金口座に振り込むまでの期間は比較的短いものの、日々の入出金額、残高を正確に把握し、紛失や盗難などを防ぐため、要綱に従い、現金出納簿を作成すべきである	措置済	指摘を受け、速やかに現金出納簿を作成した。
【意見 1】計画修繕の検討について 今後の修繕計画もしくは長寿命化・環境整備については、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況も踏まえて前倒しで検討を行うことも必要である。	措置済	施設の計画修繕や老朽化対策は、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りながら県全体で計画的に取り組んでいる。予算も鑑みながら、実施内容等を検討し、関係部局と調整していく。

【指摘事項2】物品の棚卸について 毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。	措置済	財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施している。 現物の実査については、施設の実情に合わせたルールを定め、実施内容等がわかる証跡を残す形で計画的に実施する。 令和6年度は6月に現物実査実施済み。
【意見2】運営評価指標の見直しについて 当該施設の必要性や有効性をより適切に評価するため、設置目的に対する評価指標について、現状の利用者数から県内における不登校児童・生徒総数に対する当該施設の利用者数の割合などに変更することを検討されたい。	措置済	近年、県内小・中学校における不登校児童・生徒数は急増しており（平成30年度約7,600人、令和4年度約14,200人）、この増加に比例した受入れは、施設、人員面及び様々な背景を抱える不登校児童・生徒に対する個に応じた支援という観点から、難しいと考える。さらに、不登校児童・生徒数の公表が翌年度の10月であること、調査票に指標値を割合で記載すると（ ）書きのコストに反映できないことから、現行の利用者人数を評価指標としたい。 ただし、近年の不登校児童・生徒数の増加を考慮し、目標値の見直しを行った。
【指摘事項3】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。また、目標値についても外部環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。	措置済	効率的な運営に関する指標を、現在の状況に適した目標設定及び経費の削減額を用いた指標に変更した。
（2）兵庫県立南但馬自然学校		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【指摘事項4】物品の棚卸について 毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。	措置済	財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施している。 現物の実査については、施設の実情に合わせたルールを定め、実施内容等がわかる証跡を残す形で計画的に実施する。

【指摘事項5】稼働率の記載誤りについて 誤った数値が看過されて公表されることがないように、公的施設等運営評価調書を公表する際に、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。	措置済	公的施設等運営評価調書を提出する際、複数名でチェックし、特に今回記載のあった項目についてはミスがないか入念に確認した。
【意見3】運営評価指標の目標値の見直しについて 各指標における目標値については、外部環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。	措置済	目標値を過去3年間の平均値とした。
【指摘事項6】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	目標値を過去3年間の平均値とし、利用者一人あたりの経費削減の達成を評価指標にした。

(3) 兵庫県広域防災センター

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見4】投資効果の検証について 宿泊施設等の多額の資金を要する設備投資を行う場合には、意思決定時において必要性和採算性を考慮した詳細な計画を策定し、意思決定後は効果的かつ効率的な運営に役立つように当初計画と実績とを比較・分析する必要がある。	措置済	研修宿泊施設の利用状況を毎月確認し、当初予算策定時に見積もる利用見込みとの比較及び課題の分析を行うことで、効果的かつ効率的な運営に反映するとともに、県立三木総合防災公園に隣接する実大三次元振動破壊実験施設（E-ディフェンス）や公園利用者などに幅広く施設の利用を呼びかける。
【意見5】管理規則と宿泊約款の相違について 宿泊施設の利用料金の支払いについて、防災センター管理規則と宿泊約款及び実務に相違があるため、宿泊約款及び実務に合わせて防災センター管理規則を見直す必要がある。	措置済	県法制部門との協議を踏まえ、宿泊約款及び実務に合わせた事務要領を定めて適切に運用している。
【意見6】アンケート項目及び実施頻度について アンケートには委託業務の評価につながるような項目を設ける必要がある。また、委託業務の継続的な評価のため、年間を通じて継続的又は断続的に実施する必要がある。	措置済	フロントの対応や室内の清掃等サービスの向上につながる項目を付加し、年間を通じて断続的にアンケートを実施している。
【指摘事項7】備品及び物品の棚卸について 全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。 ただし、広域防災センターでは備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施してい	措置済	県財務規則に基づき物品については隔月で、備品については現在高に異動があった月のほか年に1回以上の自己検査を実施し、検査時の資料も保管している。今後は備品及び物品の検査について、よりの確に行うように努める。

く必要がある。 また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておく必要がある。		
【意見7】運営評価指標における目標値の考え方について 運営評価指標における目標値については、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行う必要がある。また、実績値に研修宿泊施設の光熱水費を含めているため、目標値にも当然含める必要がある。	措置済	サービス向上及び効率的な運営に関する指標の目標値について、宿泊施設の利用者を追加した目標値に変更した。
【指摘事項8】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	利用者一人あたりの経費の削減を用いた評価指標に変更した。
（4）兵庫県立歴史博物館		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【指摘事項9】利用料金の管理について 日々の利用料金について、財務規則に基づき適切に公金機関へ納付すべきである。また、担当者の失念を防ぎ、業務が適切に行われるように、財務規則等に基づいた業務マニュアルや手順書等を整備する必要がある。	措置済	財務規則に基づき、利用料金を適切に公金機関へ納付することができるよう複数職員でのチェックを徹底する。また、利用料金の処理等に関する手順書を整備した。
【意見8】特別展観覧料の算出方法について 現状、特別展観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数が乖離している。コロナ禍等により将来の観覧者数の予測は困難を伴うが、当該見込数が1人当たり平均単価算定の基礎になるため、過年度の予算と実績との比較結果等を参考に、できるだけ実績値と乖離が生じないように、より精緻に算定する必要がある。 また、算定の結果、収入見込額が過年度の収入実績額を大幅に下回る場合は、収支が均衡するように、収入の増額に向けて観覧料以外の他の収入を検討するか、支出額を抑制することを検討する必要がある。	措置済	特別展の内容や開催時期などによって観覧者数が大きく変動するため、観覧者数の精緻な予測は困難であるが、過年度の実績を参考にできるだけ乖離が生じないように観覧料を算定していく。 また、収支均衡させるためさらなる支出額の抑制に努める。
【意見9】招待券の余剰について 招待券について、毎回大量の余剰が生じている要因を分析・検討し、より多くの関係者に配布するか、現状の配布枚数に合わせて納品枚数を減らすなどの対応を行う必要がある。	措置済	過去の招待券配布・使用実績等を踏まえて、展覧会ごとに配布先・配布枚数を見直し納品枚数を減らすなど、余剰が生じないように見直した。

【意見10】ホームページ整備保守管理業務について 随意契約を適用する際は随意契約の妥当性について慎重に検討されたい。	措置済	随意契約の妥当性については、財務規則等に基づき引き続き慎重に検討する。特に見積合せを省略し特定の者と随意契約する場合は、その妥当性を適切に検討できるよう、決裁書に随意契約する理由を記載する欄を新たに設け、個別具体的な理由を詳細に記載することとした。
【指摘事項10】随意契約理由について 内部での適切な審査の為、随意契約の決裁書には、随意契約が必要である具体的な理由を記載する欄を設けるべきである。	措置済	決裁書に随意契約する理由を記載する欄を設け、個別具体的な理由を詳細に記載することとした。
【指摘事項11】備品・収蔵品の棚卸について 毎期、定期的に備品出納簿の全数を確認し、適切な物品管理を行えるように施設に見合った自己検査の方針を策定し、物品の棚卸手続を見直し、計画に基づき実施した棚卸の証跡を残しておくべきである。	措置済	財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施している。 現物の実査については、点数が多いことも踏まえ、施設の実情に合わせたルールを定め、実施内容等がわかる証跡を残す形で計画的に実施する。
【意見11】使用見込みのない備品について リニューアルに伴い発生した使用見込みのない備品・消耗品について、早期に廃棄処理する必要がある。	措置済	令和6年3月に廃棄済み。
【意見12】運営評価指標の見直しについて 設置目的に関する評価指標である入館者数の目標値については、周辺環境の変化等に合わせて適宜見直す必要がある。特に、当年度にリニューアルオープンしたことを踏まえ、リニューアルオープン後の実績値をもとに見直すことを検討されたい。	措置済	指標の見直しについては、前回の包括外部監査後にも見直したところだが、外部環境の変化や施設の特性に応じ、見直しを行う必要のある施設については、運営評価指標及び目標値を適切なものに見直しを行った。
【指摘事項12】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	達成度の数式等が目標に合っていないため、達成・未達成での表記に様式を改めた。

(5) 兵庫陶芸美術館

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見13】セミナー室・談話室の利用率について セミナー室、談話室の利用率向上のための施策を工夫されたい。	措置済	新たにInstagramでセミナー室・談話室の利用についてのPRを行うなどした結果、貸館利用が少しずつ増加している。

【意見 14】茶室の有効利用について 必要であれば条例を改正し、茶室の有効利用を図りたい。	措置済	レストランと協議したところ、茶席の運営が困難な状況であることから、美術館の管理に変更した。美術館主催の茶会を6月に2回開催するなど、今後美術館主導での活用を進めていく。
【意見 15】レストランの施設利用料減免について レストランの施設利用料減免ではその都度、価格に関する承認を受ける必要がある。	措置済	令和6年度の施設使用料減免申請では、メニューを添付し、価格に関する承認をした上で減免した。
【指摘事項 13】在庫管理について 商品の管理方法を定め、定期的な棚卸を実施されたい。	措置済	棚卸を実施した。今後は年1回棚卸を実施する。
【意見 16】計画修繕の実施時期について 計画修繕について、実施内容は検討されているが、具体的な時期はまだ決定していない。陶芸美術館の展覧会の企画・準備には一定の期間を要することから、早期に時期を決定しておく必要がある。	措置済	計画修繕については、展覧会事業を調整し、令和6年度から令和8年度に計画修繕を行うことが決定した。
【意見 17】備品及び物品の管理について 備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて残しておくことが必要である。 また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残していくことが必要である。	措置済	備品の現物実査について、数量が多いため部屋や関連のブロックのまとまりで、出力した備品出納簿をチェックする形で実施している。 収蔵品の実査については、管理番号ごとに作成している収蔵作品調書にチェックするかたちで、収蔵棚単位で実施している。
【指摘事項 14】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	記載要領の例示に従い、「利用者一人あたりの経費の削減」となるよう記載を改めた。
(6) 兵庫県立考古博物館		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【指摘事項 15】古代鏡展示館の入館者目標について 入館者目標について、これまでの実績等を踏まえて目標値としてあるべき数値で算定すべきである。また、早急に目標値と実績値の比較等により運営状況の評価を行う仕組みを構築すべきである。	措置済	公的施設等運営評価調書における評価指標の「年間総利用者数」「学習プログラムの参加者数」について、加西分館を含めた目標値・実績へ見直しを行った。

【意見 18】特別展観覧料の算出方法について 現状、特別展観覧料算出時における有料観覧者見込数と実際の有料観覧者数が大幅に乖離している。コロナ禍等により将来の観覧者数の予測は困難を伴うが、当該見込数が1人当たり平均単価算定の基礎になるため、過年度の予算と実績との比較結果等を参考に、実績値と大幅な乖離が生じないように、より精緻に算定する必要がある。 また、算定の結果、収入見込額が過年度の収入実績額を大幅に下回る場合は、収支均衡になるように、収入の増額に向けて観覧料以外の他の収入を検討するか、支出額を抑制することを検討する必要がある。	措置済	予算と実績に乖離が生じているため、過年度の実績を参考にするとともに、他施設が主催するイベントへの参加やホームページの更なる充実による収入増を考慮して観覧料を算定し、支出については、引き続き抑制に努める。
【意見 19】特別招待券の納品枚数及び配布枚数について 特別招待券について、配布先と定期的に連絡を取って使用を促すことや配布先を変更すること等により、配布先の使用率を上げる必要がある。一方で、配布先の使用枚数に合わせて配布枚数を減らすことも検討する必要がある。さらに、納品枚数についても、配布枚数及び配布先の使用枚数に合わせてより一層減らすことを検討する必要がある。	措置済	過去の招待券配布・使用実績等を踏まえて、展覧会ごとに配布先・配布枚数を見直し納品枚数を減らすなど、余剰が生じないよう見直しを行った。
【意見 20】計画修繕の検討について 計画修繕については、具体的な検討はこれからであることから、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況を踏まえて、具体的な内容や実施時期について早期に検討を進めていく必要がある。	措置済	施設の計画修繕や老朽化対策は、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りながら県全体で計画的に取り組んでいる。予算も鑑みながら、実施内容等を検討し、関係部局と調整していく。
【意見 21】備品及び物品の管理について 備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておく必要がある。 また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておく必要がある。	措置済	財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施している。 現物の実査については、点数が多いことも踏まえ、施設の実情に合わせたルールを定め、実施内容等がわかる証跡を残す形で計画的に実施する。 備品ではない収蔵品の確認については、点数が多いことも踏まえ、保管ケースにラベル貼ることで、管理している。
【意見 22】運営評価指標における目標値の考え方について 運営評価指標における目標値については、過年度の実績値等を元により精緻な値を設定する必要がある。特に、令和4年度における学習プログラム参加者数について、実績値が目標値を大幅に超えているため、実	措置済	指標の見直しについては、前回の包括外部監査後にも見直したところだが、外部環境の変化や施設の特性に応じ、見直しを行う必要のある施設については、運営評価指標及び目標値を適切なものに見直しを行った。

績を考慮した目標値を設定する必要がある。また、実績値に分館の入館者数等を含めるのであれば、目標値にも当然含める必要がある。		
【指摘事項 16】考古博物館加西分館の公的施設等運営評価調書について 考古博物館の公的施設等運営評価調書であるが、加西分館の整備費が記載されていない。分館の整備費は、建築費が 614,783 千円、増築費が 357,613 千円という資料の提出を受けた。また、運営費は「運営費の状況、（１）収支状況」に本館と加西分館が一括して記載されている。加西分館の運営費の令和４年度実績と令和５年度予算の一般財源投入額は 77 百万円である。 不実記載は県民の信頼を損なうことになる。今後は整備費・運営費を本館と分館に明瞭に区分して開示すべきである。	措置済	整備費については加西分館を含めた記載に改めた。 様式上、本館・分館を分けた記載が難しいため、分館も含めた記載内容とする。
【指摘事項 17】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	達成度の数式等が目標に合っていないため、達成・未達成での表記に様式を改めた。
（７）兵庫県立図書館		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見23】物品の保管場所登録について 物品の棚卸を効率的に実施できるよう、システム上の備品出納簿にそれぞれ保管場所を登録する必要がある。	措置済	従前の紙様式で管理していたが、システムの使用登録画面で使用場所を登録する方法に改め、物品の効率的な管理に努める。
【意見24】運営評価指標及び目標値の見直しについて 設置目的に関する評価指標である貸出冊数の目標値については、周辺環境の変化に合わせて適宜見直す必要がある。また、サービス向上に関する評価指標としては、右肩上がりに増加する蔵書検索数ではなく、他の社会施設などで使用されている講座実施回数や講座参加人数などを参考に見直す必要がある。	措置済	指標の見直しについては、前回の包括外部監査後にも見直したところだが、外部環境の変化や施設の特性に応じ、見直しを行う必要のある施設については、運営評価指標及び目標値を適切なものに見直しを行った。
【指摘事項18】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	達成度の数式等が目標に合っていないため、達成・未達成での表記に様式を改めた。

(8) 兵庫県立美術館

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見25】管理規則の一部改訂について 現状、講座の申込方法について、美術館管理規則の定めと実態とに乖離が生じている。この点、申請書の軽微な修正など、実質的な変更を伴わないものについては管理規則の改訂は不要であるとのことだが、当該変更は、申込手段のオンライン化といった申込手続きそのものの実質的な変更のため、実態に合わせて美術館管理規則を一部改訂する必要がある。	措置済	オンラインによる申請については、情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例及び同施行規則の規定に基づいて、適正に運用している。
【意見26】特別観覧料の計算について 撮影の場合に熟覧の特別観覧料を徴収するか否かについて明確な方針を定め、申請案件ごとに異なることがないようにする必要がある。	措置済	案件によって計算が異なることがないよう、撮影の場合には、合わせて熟覧の特別観覧料を徴収する方針に統一する。
【意見27】招待券について 招待券について、配布効果を十分に享受するために、引き続き、配布先の使用枚数に合わせて配布先や配布枚数を見直す等、より効果的な招待券の取扱いを検討する必要がある。	措置済	招待券について、展覧会ごとに配布先や配布枚数を一部見直し、使用率が高まるよう継続して取り組んでいく。
【意見28】カフェ・ミュージアムショップの施設使用料減免について 近隣店舗と価格比較を行った資料については、50%の使用料減免の根拠資料になるため、適切に保管しておく必要がある。	措置済	使用料の減免根拠となる資料も決裁に添付し、適切に保管する。
【意見29】計画修繕の検討について 計画修繕については、具体的な検討はこれからであるが、美術館の展覧会の企画・準備には一定の期間を要することから、具体的な内容や実施時期について早期に検討しておく必要がある。	措置済	施設の計画修繕や老朽化対策は、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りながら県全体で計画的に取り組んでいる。予算も鑑みながら、実施内容等を検討し、関係部局と調整していく。
【意見30】備品及び物品の管理について 備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。 また、収蔵品の現物の実査についても、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残していくことが必要である。	措置済	財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施している。 現物の実査については、点数が多いことも踏まえ、施設の実情に合わせたルールを定め、実施内容等がわかる証跡を残す形で計画的に実施する。
【意見31】主な施設の利用状況の記載について 貸し施設が複数ある場合の記載方法について記載要領には示されていないが、当該施設の貸し施設はそれぞれ用途が明確に異なることから、施設ごとや用途ごとの利用状況等を適切に把握するため、主な施設の利用状況について貸し施設ごとに記載する必要がある。	措置済	利用状況の記載については、貸し施設（ミュージアムホール、ギャラリー）ごとに記載するとともに、稼働率についても、公的施設等運営評価調書の記載要領に従い算出した。

また、稼働率の算定方法について、公的施設等運営評価調書の記載要領に従い、1日の営業サイクル（午前・午後・夜間）をそれぞれカウントしたトータル数に基づき算出する必要がある。		
【指摘事項 19】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	達成度の数式等が目標に合っていないため、達成・未達成での表記に様式を改めた。
（9）兵庫県立フラワーセンター		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 32】特別招待券の管理について 特別招待券について、配布枚数と実際に使用された枚数を比較することで、配布の効果を測定し、配布枚数の最適化を図る必要がある。 また、管理簿については、各年度における期首残高、受入高、払出高、期末残高について明確に分かる形式で作成するとともに、年度末においては、実数量をカウントし、管理簿上の数量と差異がないことを確かめる必要がある。	措置済	令和6年度から指定管理者において、四半期ごとに使用枚数を確認し、配布効果検証により配布枚数の最適化を図っている。 また、管理簿の様式を数量確認できる形式に改良するとともに、年度末に照合確認を実施する。
【指摘事項 20】トイレ清掃業務について 委託契約書は実際の委託業務に沿った内容で適切に作成・締結する必要がある。	措置済	指定管理者において、委託業務に合致した内容の契約書により締結するよう指導し、令和6年度は委託業務に合致した内容の契約書により締結した。
【指摘事項 21】電気工作物保安業務及び消防設備保守点検業務について 委託業者の選定手続きが適切になされていない契約がある為、今後は適切に手続きを経た上で委託する必要がある。	措置済	指定管理者において、業者選定手続きを適正に実施のうえ契約を締結するよう指導し、令和6年度の業務委託について、見積合わせにより業者選定を実施した。
【指摘事項 22】収益事業の店舗委託について 収益事業の店舗委託についても業者の選定手続きが適切になされておらず、適切な手続きを経た上で委託する必要がある。	措置済	現指定管理者に対しては、業者選定を適正に行うよう指導した。 指定管理者の公募に際して、適正に収益事業の業者を選定するよう募集要項に記載し公募を行った。
【意見 33】長寿命化・環境整備の検討について 施設としての今後の展望も見据えて、他の建物（花の売店等）についても長寿命化・環境整備の検討を進めていく必要がある。	措置済	長寿命化・環境整備の必要性の高いものから優先的に修繕できるよう、関係部局への要望や調整を行っている。

【指摘事項 23】PCB（低濃度）の含有の可能性のある機器の処分について 低濃度PCB廃棄物については、令和9年3月31日までに処分が必要とされているため、早急に調査を行い、低濃度PCBを含有している場合は適切に処分手続を進めていく必要がある。	措置済	令和5年度2月補正で処分費用を予算措置し、令和5年度内に処分を完了した。
【意見 34】備品及び物品の管理について 備品及び物品の現物の実査について、現物と帳簿に差異が発生した場合は、差異内容の原因分析を行い、帳簿の修正等のフォローの手続を行っていく必要がある。	措置済	令和6年2月26日に、基本協定書に基づいた、備品等の差異のチェック、備品出納簿の修正等のフォローを行った。
【意見 35】指定管理者に対する適切な指導について 備品及び物品の管理については、兵庫県より指定管理者に対して具体的な指導を行い、管理状況を確認していく必要がある。	措置済	令和6年2月26日に備品の現地確認を行い、管理状況を確認した。
【指摘事項 24】運営評価指標の記載誤りについて 誤った数値が看過されて公表されることがないように、公的施設等運営評価調書を公表する際に、チェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。	措置済	公的施設等運営評価調書の公表に当たっては、新たにチェックリストを作成するとともに、複数名によるチェック体制により誤記載の是正に努めている。
【指摘事項 25】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	指摘のとおり修正した。
(10) 兵庫県立丹波の森公苑		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【指摘事項26】里山スクエアの利用料金徴収について 里山スクエアの利用料金は条例に従い徴収する必要がある。	措置済	令和6年2月定例県議会において条例を改正し、令和6年4月1日から適切な利用料金を徴収している。
【意見36】里山スクエアの利活用について 施設の有効利用の為、里山スクエアの宿泊利用も検討されたい。	不措置	宿泊利用のニーズが少なく、管理棟から離れた山中に位置し管理人がおらず、防犯上問題があるため、宿泊施設としての利用は予定していない。
【意見37】大ホールの利用率について 大ホールのリニューアル投資に見合うよう、利用率向上のための施策を検討されたい。	措置済	利用率を向上させるため、指定管理者の公募の際は、民間の知見を生かしたホールの利活用策について提案を求める。

【指摘事項27】未収金の管理について ミス防止のため、仕様書・契約書には支払期限まで明記しておくべきである。	措置済	令和6年度より開始する募集事項や委託契約の仕様書・契約書には、支払期限を明記済。 また、請求書にも支払期限を明記するよう留意している。
【指摘事項28】備品及び物品の管理について 全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。 ただし、丹波の森公苑では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。 また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。	措置済	現在高の異動があった月には、同分類の備品の自己検査を行い、検査結果等の証拠を残すことや一定の期間内で備品出納簿の分類に沿って現物を順番に確認するルールを定めた。令和6年度は異動月の自己検査を実施済みである。
【意見38】物品管理システムへの移行について 備品出納簿について、業務の効率化のためにも、県の財務会計システムである物品管理システムへの移行を進めていく必要がある。	不措置	県の物品管理システムは県職員しかユーザー登録ができず指定管理者は使用できない。そのため、丹波の森公苑については物品管理システムへの移行は業務の効率化とはならないことから、県の物品管理システムへの移行を行う必要性がないと判断している。
【意見39】指定管理者に対する適切な指導について 備品及び物品の管理については、兵庫県より指定管理者に対して具体的な指導を行い、管理状況を確認していく必要がある。	措置済	引き続き、会計指導において、現物の確認の徹底を促すなど、管理状況の正確な把握につながる指導を行う。
【指摘事項29】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	記載要領に例示された評価指標に変更する。

(11) 兵庫県立コウノトリの郷公園

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見40】備品及び物品の管理について 備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。 また、詳細な実施方法については、施設としてのルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。	措置済	財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施している。 現物の実査については、点数が多いことも踏まえ、施設の実情に合わせたルールを定め、実施内容等がわかる証跡を残す形で計画的に実施する。

【意見 41】運営評価指標の見直しについて 当該施設の必要性や有効性をより適切に評価するため、設置目的に対する評価指標について、短期目標、中期目標等に関連した指標に変更することを検討されたい。	措置済	指標の見直しについては、前回の包括外部監査後にも見直したところだが、外部環境の変化や施設の特性に応じ、見直しを行う必要のある施設については、運営評価指標及び目標値を適切なものに見直しを行った。
【指摘事項 30】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	達成度の数式等が目標に合っていないため、達成・未達成での表記に様式を改めた。
(12) 兵庫県立人と自然の博物館		
外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 42】利用料金収入と入金額の確認について 現金は、数え間違えやすく、また、紛失・盗難といったリスクもある。このため、日計表等と現金の照合については目視で行うのではなく、金種表等に記録し、証拠書類として保管しておく必要がある。また、事後検証等のために、現金を確認した担当者は金種表等に押印を残しておく必要がある。	措置済	監査当日は提示できなかったが、釣り銭用資金保管簿で金種も含めた現金の照合を行っており、担当者印も押印していることを確認している。引き続き適切な確認に努めていく。
【指摘事項 31】自動販売機の使用許可について 自動販売機の設置については、行政財産使用許可申請書ではなく、利便施設利用許可申請書の提出をもって利用許可を与えるべきである。	措置済	兵庫県立人と自然の博物館管理規則に従い、利便施設利用許可申請書の提出をもって適切に運用する。
【意見 43】計画修繕の検討について 今後の修繕計画もしくは長寿命化・環境整備については、施設の老朽化の状況や修繕の実施状況も踏まえて前倒して検討を行うことも必要である。 ホロンピア 88 博覧会（1988 年 5 月）のメイン会場であった現在のホロンピアホールは、博覧会終了後に貸し会議室として利活用されてきた。近年は三田市総合文化ホールの響の音ホール等周辺に同業の館が存在しており、稼働率は長期に低迷している。 他方、人と自然の博物館は収蔵資料（資料として登録される前の収集・寄贈等されたモノを含め）が膨大であり、かつ年々増加している。 ホロンピアホールについてすでにホールとしての役割を終えたと判断される場合には、現状維持のための経費を極力抑え、今後の博物館改修の際には資料の収蔵庫・展示室などへの用途変更も視野に入れ対応することが望まれる。	措置済	施設の計画修繕や老朽化対策は、「ひょうご庁舎・公的施設等管理プラン」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りながら県全体で計画的に取り組んでいる。予算も鑑みながら、実施内容等を検討し、関係部局と調整していく。

【指摘事項 32】備品及び物品の棚卸について 全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を行う必要があることから、500万円未満の備品及び物品についても、現在高の異動があった月のほか年1回の現物の実査を行う必要がある。 ただし、人と自然の博物館では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。 また、実施内容や結果、その後のフォローの状況について、翌年度以降の実施に備えて、詳細な資料を残していくことが必要である。	措置済	財務規則に基づき、備品等に異動があった月のほか、年1回以上自己検査を実施している。 現物の実査については、点数が多いことも踏まえ、施設の実情に合わせたルールを定め、実施内容等がわかる証跡を残す形で計画的に実施する。
【指摘事項 33】稼働率の算定方法について 稼働率の算定方法について、公的施設等運営評価調書の記載要領及び平成30年度包括外部監査報告書の意見に従い、1日の営業サイクル（午前・午後）をそれぞれカウントしたトータル数に基づき算出すべきである	措置済	公的施設等運営評価調書の記載要領に従い、稼働率を算出した。
【指摘事項 34】効率的な運営に関する指標の考え方について 現状の費用発生額を用いた評価指標では、費用が多く発生すればするほど効率的な運営に関する達成度が上がるため、評価指標として適切ではない。記載要領の例示に従い、利用者一人あたりの経費の削減等の費用削減額を用いた評価指標に変更すべきである。	措置済	達成度の数式等が目標に合っていないため、達成・未達成での表記に様式を改めた。

(13) 兵庫県立明石公園

外部監査人の指摘事項及び意見	分類	対応及び改善策
【意見 44】旧明石市立図書館跡地の返還について 旧明石市立図書館の跡地返還問題については、明確な返還期限を定めたうえで期限を過ぎた場合の県としての対応方針、及びその対応について明石市から事前確認を得ることなど、解決を図る為の明確な方策とスケジュールを立案し県民に公表することが望まれる。	措置済	図書館跡地整備については、令和5年12月27日に明石市より、文書にて具体的なスケジュール等が示されたことを受け、翌28日に県は必要な協力・支援を行っていくという方針を県HPに掲載し、記者発表も行った。 現在、明石市では、令和6年9月に同市が策定した「明石公園旧市立図書館利活用計画」に基づき、設計・施工業者の選定を行い、基本設計、実施設計、工事等の必要なステップを着実に進め、令和9年度の新施設供用を目指している。

		今後も明石市から進捗状況について逐次報告をいただきながら、スケジュール感を持って進捗状況を注視し、新たな設置にかかる設置管理許可等については最大限協力を行う。
--	--	---